

議第45号

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年 2月17日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例（昭和34年滋賀県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、県内に住所または勤務場所を有する者のうち」を削り、同項中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 現に県内に住所または勤務場所を有する者であること。

第4条第2項中「第1号」を「第2号」に改め、同条第3項中「、県内に住所または勤務場所を有する者のうち」を削り、同項第1号中「第4号および第5号」を「第2号、第5号および第6号」に改める。

第5条第1項中「前条第1項第1号から第4号まで」を「前条第1項第2号から第5号まで」に改め、同条第2項中「第21条」の右に「または福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第30条」を加え、「第23条第2号」を「第23条各号」に、「第4号」を「第5号」に改め、同条第3項中「前条第1項第2号イ」を「前条第1項第3号ア」に、「同条第1項第2号から第5号まで」を「同条第1項各号（第2号を除く。）」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年法律第48号）第8条第1項に規定する支援対象地域に存する住宅に平成23年3月11日において居住していた者は、前条第1項第1号に掲げる条件を具備する者とみなす。

第24条第1項中「第4条第1項第2号」を「第4条第1項第3号」に改める。

別表第2中 「高島市新旭町安井川
東近江市八日市清水二丁目」 を「高島市新旭町安井川」に改める。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。